



2019年6月24日

各位

会社名 H a m e e 株式会社
代表者名 代表取締役社長 樋口 敦士
(コード番号：3134 東証第一部)
問合せ先 執行役員CFO 富山 幸弘
(TEL. 0465-42-9083)

定款一部変更及び補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、2019年6月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「補欠監査役1名選任の件」を、2019年7月25日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ①法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。
- ②すべての監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第43条（監査役の責任免除）に所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります（下線は変更部分を示します）。

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 43 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 43 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019 年 7 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日 同 上

2. 補欠監査役 1 名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いするものがあります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
<small>きたむら かずより</small> 北村 和順 (1977年 2 月 15 日)	2000年 6 月 当社入社 2002年 6 月 取締役 2013年 7 月 執行役員 社長室室長 (現任)	470, 000株
【補欠の監査役候補者とした理由】 同氏は入社以来様々な職務を経験し、業務に精通していることから、現在は執行役員としてグループ内の内部監査を担当しております。同氏の豊富な経験・知見を取締役の意思決定および業務執行状況の監査に活かし、当社の経営判断の合理性、経営の透明性、健全性の確保への貢献が期待できるため、補欠の監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 北村和順氏が監査役に就任される場合には、当社は同氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

以上